

伊賀市消防本部訓令第 4 号

伊賀市消防団活性化検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日

伊賀市消防長 林 浩己

伊賀市消防団活性化検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市消防団(以下「消防団」という。)の活性化を図るために必要な事項について検討するため、伊賀市消防団活性化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊賀市消防団活性化計画の策定に関すること。
- (2) 消防団の組織の見直しに関すること。
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は団長をもって充て、副委員長は委員長が副団長のうちから 1 人を選任する。
- 3 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(代理出席)

第5条 委員長は、委員が事故等のため出席できないときは、あらかじめ当該委員が指定する者を委員会に代理出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、消防本部地域防災課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	職名
消防団	団長
	副団長
	女性分団長
	上野中分団長
	上野西分団長
	上野北分団長
	上野東分団長
	上野南分団長
	伊賀分団長
	島ヶ原分団長
	阿山分団長
	大山田分団長
	青山分団長
消防本部	消防次長（本部担当）
	消防次長（署担当）
	地域防災課長

伊賀消防署	警防第一課長
	警防第二課長